

【コロナ特別対応型・補助金事務局提出用】

(様式第4)

令和●年 ●●月 ●●日

【注意事項】

- ・変更内容は、採択・交付決定を受けた補助事業の交付の目的に沿った範囲内にしてください。
- ・変更内容が当初計画に比して高い又は同等の効果を得られる場合に申請が出来ます。
- ・単に当初の予算が余ったからという理由では申請できません。
- ・変更には事前の承認が必要です。実施前に本変更承認申請書を提出頂き、承認を受けた日より実施可能となります。
- ・変更内容によっては、承認されない場合があります。

小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知(第 回受付締切分)のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>交付規程第12条の規定により承認を申請します。

「交付決定通知書」記載の交付決定日(通知書右上に記載)の日付けを記入してください。

記

「何故変更するのか」、「変更することでどのような効果があるのか」等を記載してください。

1. 変更の理由<記載例>

当初の補助事業計画で導入を予定していた瞬間凍結機(機械装置等費)について、相見積もりを行っていた複数者のうちの1社から、同機種の中古品を提供できる旨の連絡を受け、当該中古品を購入。当初予定していた申請金額から15%(75千円)安価な425千円で購入することが出来ました。また、付帯工事である設置工事について、当初予定していた電気工事が、現地確認をせずとも実施出来ることが明らかになったため、計上していた100千円も55千円に抑えることが出来ました。

このことから、地域のお客様に向けたテイクアウト需要及びギフト需要を喚起させるという当初の販売促進計画を着実かつ効果的に実行するため、効果が限定的であると思われるチラシや新聞広告によるPRを縮小させる一方で、当社が活用しているSNS(具体的な名称を記載)や検索サイト(具体的な名称を記載)の広告枠に当社の商品・サービスを掲載することで、地域や年齢、性別などを絞り込み、当社の真のターゲットに向けた販売促進活動を強化します。また、近日中に新設予定の店舗ホームページにECサイトを追加し、販売力を強化します。

①機械装置等費 600,000円 → 480,000円

(内訳)

- ・瞬間凍結機 500,000円 → 425,000円
- ・付帯工事(設置工事) 100,000円 → 55,000円

②広告費 400,000円 → 520,000円

(内訳)

- ・チラシ作成 100,000円 → 50,000円

- ・新聞広告 300,000円 → 170,000円
- ・インターネット広告 0円 → 200,000円
- ・ECサイト構築 0円 → 100,000円

2. 変更の内容

経費の配分の変更については(別紙1)「経費の配分の変更」のとおり

(別紙1)【様式第4：補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書に添付】

事業者名：有限会社●●本舗

経費の配分の変更

(単位：円)

経費区分	補助対象経費 金額		うち新型コロナウ イルス関連投資額
	変更前	変更後	
	1. 機械装置等費	600,000	
2. 広報費	400,000	520,000	
3. 展示会等出展費			
4. 旅費			
5. 開発費			
6. 資料購入費			
7. 雑役務費			
8. 借料			
9. 専門家謝金			
10. 専門家旅費			
11. 設備処分費			
12. 委託費			
13. 外注費	530,000	530,000	
合計	1,530,000	(a) 1,530,000	(b) 480,000
チェック①：(a) × 1/6 ≤ (b) ⇒ はい・いいえ			

※チェック①で「いいえ」となった場合は申請できません。

補助金額 (c) (補助対象経費合計の2/3 又は3/4以内)	類型Aのみ (2/3)		/
	上記以外 (3/4)	1,000,000	

※変更前の補助金額を上限とする。

※共同申請の場合は補助事業者ごとに作成すること。